スポーツ功労者顕彰規程

昭和43年11月14日 文部大臣 裁定 昭和47年7月21日一部改正 昭和50年5月30日一部改正 昭和52年12月7日一部改正 平成2年12月5日一部改正 平成5年9月13日一部改正 平成6年2月28日一部改正 平成6年2月28日一部改正 平成8年12月24日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成24年3月2日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年10月1日一部

(趣旨)

第1条 この規程は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げるなどにより、また、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献することにより、我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成6年文部省令第2号)第2条に基づき顕彰される者を除く。)をスポーツ功労者として顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

(顕彰を受ける者)

- 第2条 文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者をスポーツ功労者として顕彰する。
 - 1 世界的規模のスポーツの競技会等において優れた成果を挙げた次に掲げる者
 - イ 世界的規模のスポーツの競技会(オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を 除く。)において優勝した者
 - ロ スポーツの競技会において世界記録を更新した者
 - ハ その他イ及びロに掲げる者と同等の業績があったと認められる者
 - 2 前号に掲げる者以外で、選手として我が国のプロスポーツ史上特に優れた成果を挙げた者
 - 3 第1号に掲げる者又はオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程 第2条に基づき顕彰される者の指導に特に貢献のあったと認められる者
 - 4 次に掲げる者で多年にわたりスポーツの向上発展に貢献した者
 - イ 選手として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
 - ロ 指導者として我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
 - ハ イ又はロに掲げる者以外で我が国スポーツの振興に関し特に功績顕著な者
- 第3条 前条第1号及び第3号に掲げる者の顕彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。)の意見を聴くものとする。

(顕彰状の授与等)

- 第4条 顕彰は、文部科学大臣が、顕彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の顕彰状に併せて、記念品を授与することができる。

(姓目1)

第5条 この規程に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項はスポーツ庁次長が定める。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。